

裁 決 書

審査請求人

守口市

処 分 庁

守口市福祉事務所長

審査請求人が、平成23年5月30日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分及び保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 処分庁が、平成23年4月6日付けで行った生活保護法に基づく保護変更決定処分及び同月8日付けで行った同法に基づく保護廃止決定処分を取り消す。
- 2 残余の請求については、これを棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年4月6日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護変更決定処分(以下「本件変更決定」という。)を取り消し、平成23年4月分の保護費を支給すること、処分庁が同月8日付けで請求人に対して行った法に基づく保護廃止決定処分(以下「本件廃止決定」という。)を取り消すこと、を求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

昨年9月、今年1月に警察を呼ぶ様な事件が起こり、精神的においつめられ、担当者に相談すると「どうしてもすると言うなら自分で費用を出して下さい」との返事だった。実家より請求人達を心配して費用を出してくれた。

4月1日に担当者に言う「無断転居」と言われ、保護費が4月に出なかった。相談した時には、「廃止」などになる様に言われず、その時「住宅手当などの手続きできるんですか」と相談すると「出来ますよ」と言われたとおり社会協議会に行くと「なぜこんな所に来るんだ」と言われ、10万未満の生活では、出来ず困っている。何も支払いが出来ない。

■も住民票 連絡(原文ママ)がつくが、帰って来なくて困っている。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成8年1月19日付けで、処分庁にて、請求人世帯の生活

保護が開始されたこと。当時、請求人世帯は、請求人、
の人世帯であったこと。

(2) 平成23年4月6日付けで、処分庁は請求人に対し、本件変更決定を行い、その旨通知したこと。本件変更決定の通知書には、決定事由として「無断転居のため、4月分の保護費を返還する。」との記載があり、決定年月日を平成23年4月1日とする旨の記載があること。なお、本件変更決定時点において、請求人世帯は、請求人及びの人世帯であったこと。

(3) 平成23年4月8日付けで、処分庁は請求人に対して、本件廃止決定を行い、「平成23年4月4日付、その他（廃止）（無断転居）により保護を廃止する。（原文ママ）」を理由に平成23年4月4日を廃止年月日とする旨通知したこと。

(4) 平成23年7月7日付けで処分庁が審査庁に対して提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成23年1月20日 請求人が来所し、請求人宅で発生したトラブル（物干し竿を壊された、風呂場の換気扇から覗かれる）等についての話を聞き転居したいとの相談があった。そうした理由での転居は認められないため、転居にかかる費用の援助はできないこと、許可していない転居をすれば生活保護の継続は難しいことを説明し、府営・市営住宅の申込みについて案内した。

イ 平成23年3月14日 請求人が来所し、同年1月20日と同内容の転居相談を再度受けたため、転居にかかる費用の援助はできないと説明すると、請求人は転居費用は（ ）が援助してくれるのでそれで引越ししようと思っていると話す。親類か

らの仕送りはまず生活費に充当すべきものであり、転居費用としては認められないと説明。また、許可していない転居をすれば生活保護の継続は難しい等、再度転居は認められない旨を説明した。

ウ 平成23年4月1日 請求人が来所し、明日引っ越すと言うため現住所に居住実態が無ければ生活保護を廃止する旨の説明をし、再申請は可能だと説明する。

エ 平成23年4月4日 請求人の自宅を訪問。以前訪問時には玄関前にあった自転車や物干し竿等がなく、玄関のガラス越しに見えていた靴箱等もなくなっており、居住実態が無いことの確認をしたため、同年4月4日付けで生活保護廃止を決定した。

(5) 弁明書と同時に提出のあったケース記録票には、以下の記載があること。

ア 「平成23年4月1日 (主) 来所 明日、守口市[]へ引っ越すとの報告あり。無断転居のため廃止となる旨説明し、再度申請することも可能だと説明しておく。(以下略)」

イ 「平成23年4月4日 訪 転居が完了し、生活実態が移ったことの確認。」

(6) 平成23年8月8日付けで処分庁が審査庁に対して追加で提出した弁明書(以下「追加弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。

平成23年4月4日に請求人の自宅を訪問し、居住実態がないことが確認できたため、4月5日に窓口払いを予定していた4月分の保護費を支給せず返還処理した。

- (7) 平成23年8月12日付けで、審査庁は請求人に対し、上記(5)及び(6)の認定事実について記載された処分庁の弁明書及び追加弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」とし、その第1項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」と定めている。この場合の、居住地とは、客観的な居住の事実のある「すまい」であり、居住事実の継続性若しくはその期待性が具わっている場所と解されている。
- (3) 法第26条は「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。「保護を必要としなくなったとき」とは、

被保護者が法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなった場合であると解されている。

(4) 本件についてみると、前記第2の1の(2)ないし(6)の認定事実のとおり、処分庁は平成23年4月4日に請求人の自宅を訪問し、居住実態がないことを確認したうえで、同月6日付けで、本件変更決定を行い、請求人に対する4月分の保護費を支給せず返還処理を行ったことが認められ、また、同月8日付けで無断転居を理由として、同月4日をもって生活保護を廃止する本件廃止決定を行ったことが認められる。しかしながら、前記第2の(4)のウ及び(5)のアの認定事実のとおり、請求人は、平成23年4月1日に処分庁を訪れ、同月2日に引っ越す旨を告げており、これによると少なくとも4月1日は自宅で居住生活を行っていることが推測され、その分の保護費が支給されるべき余地があるにもかかわらず、処分庁は、その実態を把握するための必要な調査を行わずに、本件変更決定を行い、4月分の保護費を支給しなかったことについて、手続上の瑕疵があると認めざるを得ない。

(5) また、前記第2の(5)のアの認定事実のとおり、請求人は処分庁に対し、転居先を現住所地と同じ市内であり、具体的な住所地を告げていることから、仮に、これが事実であれば、処分庁は、前記(2)に基づき、転居先において、請求人が、その管理に属する処分庁の所管区域内に居住地を有する要保護者に当たるかを判断して、保護を継続するかを決定すべきところ、請求人が告げた転居先に実際に転居しているかを確認せず、廃止決定を行ったことについて、手続上の瑕疵があると認めざるを得ない。

(6) さらに、処分庁は、前記第2の(2)及び(3)の認定事実のとおり、処分庁は、本件変更決定及び本件廃止決定のいずれにおいても、決定の理由を無断転居としているが、本件においては、無断転居であっても、仮に請求人が、処分庁の所管区域内に転居している

場合には、保護の継続の可能性があることから、無断転居を当該処分
の理由とすることは適正とはいえない。

(7) したがって、処分庁が請求人に対して行った本件変更決定及び
本件廃止決定は、取り消すのが妥当であると判断する。

なお、平成23年4月分の保護費を支給することを求める残余
の請求については、本裁判に基づき行われる処分庁の決定の中で
一体的に判断されるべきことであるため、これを棄却する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第2項及び第3項の規
定を適用して主文のとおり裁判する。

平成23年10月12日

審査庁 大阪府知事 橋下



教 示

この裁判に不服があるときは、この裁判があったことを知った日の
翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をす
ることができます（なお、裁判があったことを知った日の翌日から起
算して30日以内であっても、裁判があった日の翌日から起算して1
年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁判については、この裁判があったことを知った日の翌
日から起算して6箇月以内に、この裁判の前提となる決定をした市を
被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定
の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪
府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁判の取消しの訴え
を提起することができます（なお、裁判があったことを知った日の翌
日から起算して6箇月以内であっても、裁判があった日の翌日から起
算して1年を経過すると決定及び裁判の取消しの訴えを提起すること

ができなくなります。) 。